

もしもの時に備えて！

知っておこう

マイナ救急

総務省消防庁では、傷病者の健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード「マイナ保険証」を活用し、病院を選ぶ時などに必要な情報を把握する取組を行っており、市でも10月1日から実施しています。

体調を崩して救急車で搬送される、そんな日は突然やってきます。もしもの時に備えて、マイナ救急について知ってみませんか。

問合せ▶救急課(☎221-0126)

マイナ救急とは

通常の救急搬送の時は、救急隊員が傷病者に対して、病歴や薬の処方歴など、救急業務に必要な情報を聞き取っています。

マイナ救急事業では、傷病者から聞き取る代わりに、同意を得てから、傷病者のマイナ保険証をカードリーダーで読み取り、タブレット端末を使用して、医療情報を閲覧します。

救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所など、マイナンバーカードに記載された情報と、医療情報だけなので、そのほかの個人情報が閲覧されるおそれはありません。また、マイナ保険証を読み込んだカードリーダーとタブレット端末には、情報が記録されることもありません。

こんなメリットがあります

病気やケガの症状に苦しみながらの聞き取りは、傷病者にとって負担になります。また、いざ救急隊員から聞き取りをされると、いつもなら答えられる内容でも、慌てたり、緊張したりして、かかりつけの病院や、飲んでいる薬の名前を答えられない場合もあり、医療情報があいまいになるおそれがあります。

マイナ保険証から医療情報を読み取ることで、傷病者の負担は軽減され、救急隊員はより正確な情報取得が可能になります。

利用するためには

マイナ救急を利用するためには、まずマイナンバーカードを取得し、マイナ保険証の利用登録が必要です。

また、救急搬送されたときにマイナンバーカードを渡せるよう、出かけるときには持ち歩くようにお願いします。

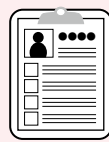
マイナンバーカードの
作成方法はこちら⇒



マイナ保険証の
利用登録方法は
こちら⇒



マイナ保険証で確認する情報



あなたの
病歴



薬の
処方歴



病院の
受診歴

聞き取りだと…

**傷病者の負担になったり、
医療情報があいまいになることも・・・**



マイナ保険証から
読み取ることで…

より正確で、より負担のない

医療情報の提供につながる！

／ ご協力をお願いします！ ／

